

平成二十一年第六回垂井町議会臨時会

平成二十一年七月十七日（金曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
十一	番	小	林	敏

欠席議員

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
副	町	西	哲	也	君	
総	務	課	長	若	山	隆
企	画	調	整	課	長	桐
企	画	調	整	課	長	桐
税	務	課	長	江	崎	徳

三 職務のため出席した事務局職員

健康福祉課長	小川孝夫君
住民課長	永澤幸男君
建設課長	高木栄太郎君
産業課長	三浦高雄君
下水道課長	小林徹雄君
会計管理者兼 会計課長	小藪鉄男君
消防主任	山田敏郎君
水道課長	古山則雄君
教育課長	渡辺眞悟君
学校教育課長	興慈善君
生涯学習課長	乾豊君
事務局長	高木一幸
書記	久保田陽一
書記	三木弘子

四 議事日程

平成二十一年第六回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十一年七月十七日（金）

午前九時

日程第一 報告第四号 専決処分報告について

日程第二 議第五十二号 垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請

負契約の締結について

日程第三 議第五十三号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算(第三号)

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長(衣斐弘修君) これより平成二十一年第六回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。(午前九時)

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、三番木村千秋君、四番栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 報告第四号 専決処分の報告について

議長(衣斐弘修君) 日程第一、報告第四号専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) おはようございます。

それでは、報告第四号専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成二十一年五月十八日、垂井町地蔵地内、フォンテーヌ西美濃A駐車場において発生しました町有自動車の接触事故につきまして、地方自治法第八十条第一項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、平成二十一年六月二十二日、これを専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(衣斐弘修君) 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長(若山隆史君) ただいま上程されました報告第四号専決処分の報告について、補足説明をさせていただきます。

去る平成二十一年五月十八日、垂井町地蔵地内において町有自動車、フォンテーヌ西美濃A駐車場に設置してございますごみステーションと接触をいたしましたして扉を破損させた事故について、相手方のごみステーション所有者に九万七千八百六十円を損害賠償すること、六月二十二日、示談が成立いたしましたのに伴いまして、早速、保険申請手続等進めるため、同日付で、地方自治法第八十条第一項の規定による町長の専決処分手続の規定に基

づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告するものでございます。

なお、今回の事故は、ごみ収集のために作業員がごみステーションの扉を開けて、パッカー車をバック誘導しているときに、急に強風が吹き、扉と車両が接触し、発生したものでございます。予期できなかったとはいえ、状況把握等が甘かったと言わざるを得ません。まことに申しわけございませんでした。今後とも、毎日の朝礼等で安全作業マニュアルを再確認するなどして、事故の防止に努めてまいりる所存でございますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって報告を終わります。

日程第二 議第五十二号 垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、議第五十二号垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第五十二号垂井町立垂井小学校南舎・北

舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、去る七月六日に指名競争入札に付しましたところ、岐阜・平成興産特定建設工事共同企業体、代表者、大垣市西崎町二丁目四十六番地、岐建株式会社、代表取締役社長、木村志朗が落札いたしましたので、この者と三億二千三百四十万円で請負契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第五号及び垂井町議決条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります

細部につきましては、総務課長並びに学校教育課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第五十二号垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

提案説明にもありましたように、当該工事につきまして、去る平成二十一年七月六日、分離発注の電気設備工事並びに機械設備工事ともどもに指名競争入札を執行いたしました。

お手元の資料、指名競争入札結果表をごらんいただきたいと存じます。

本件の入札は、二社による共同企業体で行う方針によりまして、町内八社、県内八社に結成依頼通知をした結果、六月二十二日ま

でに届け出があった六社の特定建設工事共同企業体、以下「企業体」と言わせていただきますけれども、これの結成を受理した企業体、藤塚・タワダ企業体、室・藤井企業体、宇佐美・桐山企業体、岐建・平成興産企業体、内藤・大計企業体、大橋・とみた企業体の六社による業者で執行し、一回目の入札で予定価格に達しました。岐建・平成興産企業体が三億八百万円、税抜きでございますけれども、落札をいたしました。予定価格が五千万円以上の工事請負契約となりますので、このたび、本契約締結に必要な議会の議決を求めますのでございます。

なお、税込みの契約金額は議案にもございますとおり三億二千三百四十万円でございます。出資割合は、岐建木村株式会社が六〇%、平成興産株式会社が四〇%、完成期限は平成二十二年一月二十九日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長興慈善君。

〔学校教育課長興慈善君登壇〕

学校教育課長（興慈善君） ただいま上程されております垂井小学校の校舎耐震補強及び北舎の大規模改造工事の概要につきまして、御説明申し上げます。

垂井小学校の校舎は、昭和四十六年・四十七年に建築をされた鉄筋コンクリートづくり三階建ての、南舎、北舎合わせまして延べ四千八百六十二平方メートルであります。南舎は平成七年改修工事が終了していますが、北舎は三十八年が経過し、老朽化が進んでいます。さらに、南舎、北舎ともに昭和五十六年六月新

耐震設計法以前の建物でございますので、新たにブレースを中心とした補強をすることとし、必要な耐震性能が得られるものと社団法人岐阜県建築士事務所協会から判定をされました。その後、岐阜県教育委員会の内容審査の承認を終えて、耐震補強を含めて施設整備を進めるものでございます。

北舎の大規模改造は、一階の音楽室を理科室に改修し、準備室も理科準備室といたします。また、資材庫、用務員室等をワークスペースに改修いたします。二階は理科室を音楽室とし、理科準備室を音楽準備室、防音室に改修するとともに、床、壁、天井等も改修をいたします。三階は既存の教室を改修いたします。

なお、電気設備は、照明器具、放送設備、各配線などを取りかえます。給水設備では、トイレを全面的に改修をいたします。工期は契約日から七カ月とし工事を進めたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 大きく分けて三点について質問いたします。まず初めに、今回のJVを組むに当たって、A、B、それぞれ八社ずつ指名されたのでありますが、六チームしか結成されなかったとのことであります。今回、垂井町としてJVの条件としてどのような条件を要求したかということについて、まずお聞きしたいと思います。

二点目、これは少し長くなりますが、議員控室に過去二年分ぐ

らいの入札結果が掲示されております。それにより、過去、一回で落札しなかったケースを一応一覧表にしたのでありますが、これによりますと、落札しなかったときの一番低い入札率は設計価格に対して九〇・九六%であります。全部で十五例書いておりますが、今回の工事とよく似ておる工事を例にとりますと、垂井の宮代小学校の体育館の耐震工事が一番よく似た工事だなどと思いません。これによりますと、一回目が、設計金額に対して九四・三三、二回目が九〇・九六、三回目が八八・七二、これで落札しております。今回の垂井小学校の入札は、設計価格に対して九四・九五%で一回で落札しております。なぜこのような今回は設計価格に対して高い率で予定価格を組まれたかということをお聞きします。これが二点目であります。今回の、なぜこのような高い落札率で落札できたのか、また予定価格は過去どのような例に当てはまるものではないということも考えまして、これは指名委員長である副町長、及び副町長を指名した町長、両方のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、工事の入札というのは、設計金額があり、その次に予定価格というのがあると思います。今回の予定価格は幾らであったのかということをお聞きしたいと思います。もう入札は終わっておりますので、公開してもらっても別にいいのではないかとお聞きします。それに対しての落札率は何ぼであるかということ。ちなみに、例えば九五%としますと、九九・九五%であります。もし一億円としたら九千九百九十五万円の入札で仕事をお願いしたということになります。

三点について、まずJ.Vの条件、2点目に設計金額に対して予

定価格が九四・九五%以上であると、いかに高額だったと。それから、予定価格に対する落札率は幾らだったかということをお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

指名及び入札に関しましては指名委員長の方から説明があると思いますが、私の方からはその予定価格、予定価格は私の方で設定をしておりますので、このことについてお話をさせていただきますと思います。

まず、宮代小学校ととらえて、落札率が非常に乖離しておるという話、予定価格が違うという形でございますが、基本的に、予定価格の設定というのはやはりその状況に応じて変わってまいります。そのときのやはり物価の状況でありますとか、仕事の発注ぐあい、あるいは全体、業界での流れ、そういったものをいろいろ加味をしていく必要があると思います。ですから、当然、設計価格として上がってくるものに対していろんな条件、私どもで取り得るいろんな情報をもとに、私の判断のもとに予定価格を設定しておるといような状況でございますので、たまたまこの宮代小学校が落札率が八八・九四という差があったということでありますけれども、予定価格においても今回は少少こういった、今、耐震等が非常に難しい状況にあるという中で高目に私の方では設定をさせていただいたということがございます。それは私の判断でさせていただいたということでございますので、このことにつ

いては御理解をいただきたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 六番議員の御質問の中の今回の工事に関する予定価格の点につきまして御回答いたします。

工事関係の予定価格の公表の考え方につきましては、国から各種指導等も参っております。その中にありまして、いわゆる落札後の予定価格の公表の考え方の中で、今回の事案につきましては今議会において議決をいただいた後に正式に契約ということになるものでございますが、その契約を結果的にできない場合がまだ想定し得るといことがございます。落札決定後であっても、落札者が契約を締結しないということが万が一発生した場合、その予定価格に基づいた改めた入札ということを行う可能性が残されておりまして、したがって、正式に契約が締結された後でないと公表することは基本的に考えるべきではないというような指導が参っておりますので、この場での予定価格の公表は差し控えさせていただきます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の御質問の第一点目につきましてJ.Vの結成条件でございます。

この条件につきましては、垂井町の業者指名審査委員会におきまして、いわゆる指名委員会でございますけれども、そちらで、まず町内企業の中で業種別の年間平均実績、こういった金額があ

る業者ということで、その中でも金額が一千万円以上の業者、それから資本金が五百万円以上の業者ということで、垂井町内八社を選定させていただいて、それに対しますAランク業者といたしますか、ただいま町内はBということで、出資は最終的には六割・四割という形になりましたけれども、A業者に関しては県内企業八社ということで、町内八社に対しまして県内企業八社ということで選ばせていただいたところでございます。

以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） まず総務課長から答弁いただきました指名の条件であります。聞くところによりますと、組めなかつた理由として、この会社には一人親方のところがあると。技術者も多分一人しかいないなど、そういうふうなところを指名したことに問題があり、指名が不適切であったのではないかと私は思います。これについてももう一度御答弁をお願いいたします。

それから予定価格は、大垣市の場合ですが、よそのまちのことで申しわけないですが、大垣市は予定価格というのは、予定価格というのは全然設計金額と違いますから、設計金額から幾らにしようというふうに決めたのが予定価格であります。これは大垣市は入札の前に公表しております。これは何のためにやっているかといいますと、やはり業者は予定価格を聞きたいというふうになつて、職員を守るために今こういうふうなことをしてあるわけでありまして。

それと、今回、予定価格が契約後でない。大垣市の例をとりますと、言っておるんですから、別に副町長が言われた理屈に当てはまらないと思いますが、垂井町は垂井町の考えで契約前には予定価格は言えないというのであれば、落札率もわかりませんので、本日この件は議決すべきではないと私はそう思いますが、町長、どう思われますか。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

予定価格の公表ということについてかと思いますが、いつとき、談合等の情報が飛び交った状況があつて、予定価格公表という制度を取り入れたような状況もありますけれども、最近落ちついてきて、そこら辺があまりなされていないというのが実情かというふうに思います。

また、先ほど副町長が申しましたように、議会議決後、契約を締結して初めて公表するというような形、つまり公表することによって、実際の落札とこちらが組んでおつた予定価格の差によって、業者が今後どういうふうに頑張つていけるのか、勉強する余地があるというふうな形の中の公表ということは、業者にとつても町にとつてもプラスになることでありますので、それはまた考えていけることかというふうに思います。今回、設計金額から予定価格を設定し落札がありました。この予定価格がここで開示されないことによつて、この契約が不当であるということは何もならないと思います。契約の正当性はそれに左右されるもので

はないと私は認識しておりますので、今回のこの契約の同意につきましてはよろしく御判断をいただきたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の再質問の一点目でございますが、企業に一人親方があるのではないかと。そのために組めなかつたのではないかと。ございませぬけれども、確かにそういった状況にあるかもしれませんけれども、私どもは、じゃあ二人のところでも現に組んでいらつしやいます。垂井町の企業につきまして、名簿登載されている企業を何とか育成をしまいたいというふうな考え方で、いわゆる経営規模といひますか、事業規模につきましては条件といたしておりませぬで、先ほども申しましたとおり、資本金と年間平均実績額ということで基準が決定されたものでございます。それに基づいて名簿から選出したということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 三回目ですから簡素化にお願いします。六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 簡単にいきます。

私は、この契約が、金額が不当とは言つておりませぬ。だれも言つていません。ただ、落札率がわからないのに契約するのは適当ではないのではないかと、そういうことを町長に言つておるのであります。町長、もう一度、答弁願ひます。

それと、これは蛇足ですが、町長室の前のつい立て、あれをどけて風通しをよくされた方が私はいいと思えますが。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 落札率については、設計価格に対する落札率というのは当然わかるわけですが、予定価格についてはわからないという話ですが、現状、今まで行ってきた入札においてもすべて予定価格というのは出しておりませんので、じゃあ今までのがすべて不適切だったのかということになります。そうではなくて、やはり予定価格というのは設計金額内で、私どもが先ほど申しました諸般の事情を考慮した中で設定するものでありますので、このことによつてその値段が、予定価格がわからないことによつてこの落札が適切でない判断されるのはいかがかと私は思います。ですから、この工事そのもの、設計に基づいた形での落札が行われたということを考えるならば、まさに適切であると私は判断しておりますので、よろしく願います。

つい立ての件については、御意見として何つておきます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十二号垂井町立垂井小学校南舎・北舎耐震補強及び北舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は同意されました。

日程第三 議第五十三号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第三号）

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第五十三号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五十三号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第三号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は八千九百二十二万二千円の追加で、予算総額は八十二億五千三百四十四万二千円となります。

補正いたしますものは、総務費では、過年度分税等還付金と還付加算金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

衛生費では、女性特有のがん検診推進事業に係ります需用費、役務費、委託料及び扶助費の増額等の措置をいたしました。

商工費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

消防費では、同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

教育費におきましても、同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係ります委託料の増額措置をお願いするものであります。財源につきましては、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図ったところでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました議第五十三号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第三号）につきましての補足説明をさせていただきます。

お手元議案書の表紙をごらんいただきたいと思っております。

こちらには、歳入歳出予算の補正ということで、第一条、歳入歳出それぞれ八千九百二十二万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八十二億五千三百四十四万二千円とするものでございます。

二項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、その区分ごとの金額を記載いたしております。「第一表 歳入歳出予算補正」、次のページのページに歳入、二ページに歳出ということに記載をさせていただいております。

それでは中身に入らせていただきます。

六ページをお開きいただきたいと思います。歳出から御説明を

申し上げます。

款二総務費、項一総務管理費、目十諸費でございます。こちらにつきましては、節二十三償還金、利子及び割引料で四千七十万円をお願いするものでございますけれども、その内訳といたしまして、法人住民税の予定納付、予定納税の分の決算にかかりまして還付が発生してきております。その還付金額、相当な額になってきております。見込みを五千万円といたしまして、既決一千万円をいただいております。差し引き四千万円をお願いするものでございます。また、この予定納付された、私どもがお預かりしておった金額を還付していくことにつきましては、年率四・七％の利息をつけてお返しすることでございます。したがいまして、還付加算金という名称でございますけれども、こちらが見込みとして百二十万円、既決五十万円をいただいておりますので、差し引き七十万円ということで、合計四千七十万円でございます。補正前の額三千四百二十一万三千円に対して補正額四千七十万円で、七千四百九十一万三千円という形をお願いするものでございます。また、これの財源につきましては、繰越金を充當させていただきます。次にく四衛生費、項一保健衛生費でございます。目六保健センター費で、こちらは、今回の国の施策の中で女性特有のがん検診国庫補助事業という事業がございます。これは、経済危機対策のうちのいわゆる経済戦略、未来への投資、健康長寿、子育て事業関係でございます。こちらで、受診率が低い、こういったがん検診関係におきまして、受診促進を図って、がんの早期発見、あるいは正しい健康意識の普及と啓発、こういったことをもくろみま

して、子宮頸がんの検診及び乳がん検診、この二点につきまして、それぞれ、子宮頸がんにつきましては二十歳以上、乳がんにつきましては三十歳以上ということで受診を勧奨しておるところでございますけれども、その中でも、各年齢、二十歳、二十五歳、三十歳、三十五歳、四十歳という形で子宮頸がんはその年齢の方に対して助成をします。それから乳がんにつきましては、三十歳以上でございますけれども、四十歳、四十五歳、五十歳、五十五歳、六十歳、この年齢の方に対して助成をすることでございます。それに係ります節十一需用費でございます。通知文書を発送するときのあて名シール、あるいは検診クーポン券、検診手帳、こういった印刷関係、これら合わせて五十六万四千円でございます。節十二役務費でございます。発送郵送料でございます。千九百人分を見込んでおります。二十二万八千円でございます。続きまして節十三委託料でございます。子宮がん検診及び乳がん検診、それぞれ社団法人岐阜県労働基準協会連合会、あるいは不破郡医師会と委託業務契約を結んでおります。単価をこちらで掲載をさせていただいたということでございます。なお、こちらでは受診率五〇%という形で見込んでおります。次に扶助費でございます。こちらは子宮頸がんと乳がんにつきまして、既に受診された方に対します負担金七百円分をお返しするという予算科目でございますまして六万三千円。

「発言する者あり」

失礼しました。委託料につきましては合計で三百二十五万五千円でございます。これら合わせて四百十一万円の補正で、補正前一億七千二十五万一千円に補正額を加えまして、補正後は一

億七千四百三十六万一千円となるものでございます。こちらはすべて国庫支出金ということで、一〇〇%の裏打ちでございます。

次のページ、七ページでございます。

款七商工費、項一商工費、目二商工振興費でございます。このページに記載してございます三つの科目の事業はすべて地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業でございます。こちらはまず商工費の関係で、節十九負担金、補助及び交付金で、プレミアム商品券の第二弾の発行がなされるということで、それに対する補助金を見込むものでございます。額面千円のを十一枚組みで、これは一万一千円となるわけですけれども、これを一万セツト、一億一千万円でございます。うち一千万円、一〇%分ですけれども、一億円の一〇%分のプレミアムをつけまして一千万円の補助と、今回はチラシ及び商品券の印刷等に係ります諸経費、この分二百万円も事務費として見込んで、合計一千二百万円の補正をお願いするものでございます。補正前の額、五月臨時会で第一回目のプレミアム関係の補正をお願いいたしておりますので、三千九百六十四万一千円に対して千二百万円の追加、補正後は五百六十四万一千円という形になります。

次に款九消防費、項一消防費、目二消防施設費、節十九負担金、補助及び交付金でございます。こちらは不破消防組合で保有いたしております高規格救急車、三台ございます。うち東消防署の、二台あるわけでございますけれども、平成七年式と平成十八年式、そのうちの平成七年式の車両の買いかえを今回提案をするものでございますが、走行距離は九万八千キロメートルほど走っております。この車両を購入しますと大体総額は二千八百万円、過去

の実績でこの程度の予算を見込んでおられるわけでございますけれども、不破消防組合ですので、不破郡の構成町 垂井町と関ヶ原町、それぞれ基準財政需要額割合という率でもって算定された二千四十一万二千円、これを垂井町分としてお願いするものでございます。補正前の額三億七千三百六十一万七千円に対して、補正額二千四十一万二千円、補正後は三億九千四百二十九万九千円という形で、これも国庫支出金一〇〇%のものでございます。

続きまして款十教育費、項三中学校費、目三学校建設費でございます。これは科目を新たに起こします。委託料で一千二百万円をお願いするものでございます。不破中学校の南舎ほかの耐震補強計画策定業務を委託するものでございます。これは二十二年度に予定をいたすことでしたけれども、前倒しということをお願いするものでございます。この調査対象面積の延べ面積は三千七百平方メートル余りでございます。この一千二百万円をお願いし、補正前は新設ですのでゼロで、補正額が一千二百万円、補正後は一千二百万円ということで、全額国庫支出金を充てさせていただきますかと思っております。

続きまして歳入に移らせていただきます。五ページをお開きいただきますかと思っております。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金でございます。目一総務費国庫補助金でございます。先ほど申しました歳出の七ページに記載してございます商工費関係、消防費、学校建設関係、これら合わせますと四千四百四十一万二千円という形になります。こちらを国庫補助金として受け入れるものでございます。

また、目三衛生費国庫補助金でございます。女性特有のがん検

診国庫補助金ということで四百十一万円、これも対事業費一〇〇%のものでございます。

続きまして款十八繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございます。諸費でお願いをいたしました法人住民税関係の過年度税の還付金関係の費用に充てるために繰越金をお願いするものでございます。補正前の額二億九千九百九十二万四千円、補正額四千七十万円、補正後は二億四千六百六十二万四千円ということで、前年度繰越金をあてがうものでございます。

以上、詳細を申しましたけれども、この総括が、三ページで歳入、四ページで歳出を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔拳手する者あり〕

八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 説明いただきましたんですけども、款四衛生費、項一の保健衛生費の中の女性特有がん検診に対することですけれども、ちょっとお伺いしたいと思っております。昨日ですが、全協でこの女性特有のこれに対する推進に関してのこれをいただいたんですけれども、ここの中の女性特有のがん検診推進事業のイメージの中にもここに出ているんですが、受診者の利便性の確保として、一として休日・夜間における検診の実施やマンモグラフィ車の活用とか、あるいは二番目として近隣の市区町村の連携

強化というふうなここにうたわれてはおりますが、今回は国の施策ということで、対象者は千九百人ではございますが、それ以外の女性の方々の検診もあるというふうに思いますが、この中で、利便性という観点から土・日での検診というふうな部分の利用ということを考えておられるのかどうなのか。また、これだけの方々が、六カ月間というふうな感覚に私は思うんですが、この間だけの部分というのは大変な人数にも上りますが、広域の利用というのは可能なかどうなのか、そういう受診率五〇%目指していくという観点から、その点に関して伺いたいと思います。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 八番議員の女性特有のがん検診につきましてのお尋ねでございます。

利便性の確保ということで、国の方ではこの事業を広く利用していただきたいということで訴えております。イメージ図の中では休日・夜間における検診の実施ということを書いております。今のところ平日を予定しておりますけれども、場合によりましては土曜日の受診を考えていきたいというふうな思っております。今年度につきましては、子宮頸がん検診につきましては県の労働基準協会の方へ委託をいたしております。そちらの方から来るお医者さんといえますのは、開業医の婦人科の先生であります。そうしますと、どうしても夜間でありましてかあるいは日曜日といえますのは病院自体が休診ということで、出られる可能性が高いのは土曜日ということを聞いておりますので、平日昼間では受け

られないということで、土曜日の希望者の方が多くなればその土曜日を設定したいというふうな考えておりますので、よろしく願います。

それから二点目の広域の可能性でございますけれども、現在のところ、郡の医師会の方で乳がん検診の場合ですと委託をしております。また、子宮頸がん検診ですと労働基準協会ということでございます。広域ですと、確かに近くの近隣市なんかを受診される方が多いわけですので、利便性は高くなるかと思っております。今、やはりいろいろ調整も必要になってくるかと思っております。今後継続して検討していきたいというふうな思っておりますので、よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） ほかにございませんか。

〔拳手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 一点目は税務課長にお聞きしますが、税務課長もことしの四月から着任されたんですが、その前も会計課に見えましてので、この法人町民税の還付金の金額が、予算額一千万円を見ておったところ五千万円と、そういう大きな金額が出てきました。それで、去年の十月ごろから世界経済がおかしくなりまして、そういうふうな、ことしも四月一日からこの法人町民税が減額をされるということは想定をされておったかどうかと、そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから商工振興費の件ですが、プレミアム商品券の発行の件について産業課長にお聞きしますが、まず商業者の数、業種別に

分けて何人、何件見えるのかというお話をちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。よろしく願います。

議長（衣斐弘修君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 二番議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、この法人町民税の去年からの経済不況によります収入の減少を見込んでおったかということでございます。確かに去年の十月、サブプライムローンの関係で景気の落ち込みが非常になってきたということですが、この去年の決算に対する実績というのは、これはあくまでも予算においてはまだ、説明いたしましたように、十九年度の実績に基づいて二十年度の予定額の半額を納付することから、まだ不確定でございます。

それで、二十一年度につきましては一応十二月ごろに法人の中間申告というものが出てまいります。それについて大体二十一年度の、大体というのもしけませんけれども、予算に対する見通しがつくかと思えますので、よろしく願いたいと思えます。それによつてはまた補正などをお願いするかと思えます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 二番議員のお尋ねのプレミアム商品券に係ります事業所別の件数でございます。

平成十九年の六月に実施しております商業統計調査によりますと、事業所数、卸・小売業、合わせまして二百三十七件でございます。

ます。これをもとにいたしましたして、商工会が前回募集いたしましたプレミアム商品券の発行では、サービス業・小売業を対象二百三十件で、登録者が百七十二件、率でいきますと七五％が登録をいただいております。また、今回、再募集ということで行つていただいたところ、本日締め切りでございますが、昨日までですと前回より十一件増ということで、全体からいきますと約八〇％の方が登録をいただいているということでございます。なお、商工会全体の会員登録では、四月一日現在五百八十六件という数字でございます。よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今度は副町長にお聞きします。

予算編成をされて五千万円の今年度還付金が出るというお話ですから、その予算の中で何を絞つてこれはやらないと、それとも繰越金を使つて安易にやつていくのか、そこら辺のお話を聞きたいと思えますので、よろしく願います。

それからプレミアム商品券のお話ですけど、私も商売をやつておりますけど、私は登録しておりませんが、商売屋さんにお聞きすると、うれしいことであるが、消費者にとってはなかなか垂井町で買うものありませんよと、そういう痛烈な返事が返つてきました。また、工業者の人にも聞きましたけど、じゃあ垂井の商店街で何を買つんですかというお話もありました。それから、きょうもほかの議員から聞きましたら、大垣市では半分は持つんだと、業者が、で、半分は町で負担すると、そういうお話も聞きました。

今回は全部この一千二百万円については垂井町出してくれというお話ですので、それは私も少しおかしいと、そういうふうに感じておりますが、感じておるだけで執行側は感じていないのかもわかりませんが、私としては、やられるんなら、やはり商売屋さんも、千円のものを一割減らして、自分たちでやるんだと、そういう気構えをしてもらわないことには、商売はなかなかうまくいかないではないかなと。一時金だけでやっていったって永續性がないうというふうに思っていますね。だから、こういうお金の使い方ではなかなか困るなど。ましてや、私たちが税金を納めた金が一億二千四百万円返ってきたんですから、やはり十分使う道がほかにもまだあると思うんですね。私自身も考えておりますけど、一千二百万円もあれば垂井町内にきれいなトイレを一つぐらいはできんかなあと。

それからもう一つ、トミダヤプラザの東側に小さな公園がありますけど、公園の先から桜林まではちょっと堤防が切れております。だから、垂井町が安心・安全のまちづくりをしたいというなら、堤防を二メートルばかり拡張しまして、桜林まで通学道路とが通行の人も安全に歩けるような、そういうお金の使い方の方がベターではないかなあとという思いがあります。一遍、そういうお話しも検討したのかどうか、そこをお聞きます。

議長（衣斐弘修君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 二番議員の御質問にお答えをいたします。

二点ございました。

一点目でございますけれども、今回、還付金の補正が多額の額

が出たということで、今後どのように歳出の方を絞っていくのかというような趣旨だったかと思えます。今後の状況という考え方につきましてはなかなか予測しにくい部分もございますけれども、現在のところはいわゆる繰越金の対応で対応は可能というふうに考えております。しかしながら、今後ますます歳入の点で厳しくなってくることも当然予測されます。その場合、最悪の事態の場合には、当然のことながら歳出側も絞っていく必要がございます。通常、この場合まず行うのは、既に執行された事業の中で入札差金等があった場合に、その分の額を減額して、歳入等も落とすという考え方がございます。それから、それでもというようなことが万が一発生した場合には、現在想定されている事業の執行をということも考えられますけれども、現在のところ、そこまで悲観的な考え方は持つてはおりません。また、歳入の側につきましても、地方交付税という制度が別途ございますので、それらのものを組み合わせた上で考えていくことになるのかというふうに思います。

昨今の経済状況持ち直しの話が出る一方で、まだまだ厳しいという話もありまして、非常に観測が迷走している部分もございます。その都度の情報に目を配りながら、今後の補正のあり方については逐次考えていきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それから、二点目の関係でございますけれども、いわゆるプレミアム商品券の考え方で、基本的にこの臨時交付金の充て方についてどのような考え方を持っているかというような御趣旨であるのかというふうに思います。

今回のこの臨時交付金につきましては、非常に制度が複雑な部分もございました。また、なかなか制度そのものが確定していない部分もある中で見切り発車的に話が出てきたという点もございました。一億二千四百万円という数字はある程度早目から情報としては流れてきておりましたけれども、それに対してどのような事業を充てるのかという点につきましては、いわゆる国庫補助事業の補助裏に充てるパターン、それから国の経済危機対策の施策に合わせた単独事業、ただしこれは補正でございます。当初予算ではなくて補正予算で対応できるものというのが原則となっております。そういった観点で、庁内においていろいろな意見を集めまして、その中であってひとまず単独事業の中でできそうなものというものを逐次ピックアップしていったというような流れがございます。この点につきましては、町長以下でもって予算査定とほぼ同様の流れでいろいろと検討いたしました。その中において、このプレミアム商品券の関係につきましては、一千二百万円という数字がございますけれども、結果的に一億円以上の経済効果が見込めるといふ考え方に立ちまして、これは実施すべきであらうという考え方に至りました。

それから事務経費的な考え方につきましては、この臨時交付金の考え方について国の方からは、いわゆる中小企業対策、地域経済対策、こういったものに資するようにとの考え方が示されております。前回のプレミアム商品券の場合には、いわゆる定額給付金の給付に関して、商工会さんの方で独自の取り組みをされたのに対して、町がその趣旨に賛同するという形で単独事業として取り組んだものでございましたが、今回は国の補助事業的な考え方

に立ちまして、その国の意向も酌んだ形としております。なお、その事務経費の中でも、一〇〇%すべての事務経費をというわけではございませんで、その中で特に、例えば印刷経費、そういったものを中心にして、これがまた地域経済に戻るであらうという考え方に立って、その部分も補助経費の中に加えたという経緯がございますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、いろいろと御提案といいますが、そういったものもいただきました。今回の臨時交付金につきましては、あくまでも第一陣ということでございます。一億二千四百万円、総額ではございません。今後、国の補助事業の関係なども精査しまして、恐らくは九月議会ごろには全体の事業を固めていきたいというふうに考えております。その中であって、どの程度のものができるとかは再度考えたいと思っております。その中であって、いわゆるハードウェアの整備に関して果たして間に合うかという観点も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、その点、どうか御理解をお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

九番岩崎秋夫君。

〔岩崎秋夫君登壇〕

九番（岩崎秋夫君） 商工費のプレミアム商品券のことについてお尋ねいたします。

先ほどの話の中で、町内商工会員が五百八十六人、一年前は六百人と聞いておりましたけれども、その五百八十六人という、そのうちの百八十件がプレミアム商品券に参加していると。それで

よろしいんですね。

そういうことですが、経済危機対策というのは全町民が受ける権利があると思っております。そこで、商品券を売り出す場所というのは、銀行と商工会と、そんな程度で、垂井に集中しているというように私は思っております。そこで、ぜひ、これだけの大きな金額を垂井町全町民の方に買っていただいてというようなことで、各公民館で売り出すお考えはあるのかどうか。

そして、町民に周知する方法はどのような方法を考えておられるのかお聞きをいたします。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 九番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

商工会員の登録数につきましては、工業部会等も含まれておりますので、そのうちの中の商工、特に卸・小売業、小売サービス業が中心になってくるかと思えます。

なお、販売方法、あるいは周知方法でございますが、基本的には事業主体が商工会でございますが、今回、前回の反省を踏まえる中で、発売日につきましては、第一回目が八月二日（日曜日）に商工会の窓口で三千セットを予定されております。その後、残った分につきましては、以後、八月三日（月曜日）から従来と同様に、商工会事務局、あるいは共立銀行、十六銀行、大垣信用金庫、そして各地区の農協の支店 農協の支店につきましても、今回は全体で四千セットをちわるような形ということで、幅広く購入いただくような形を計画なっております。

また、周知方法につきましても、前回と同様に新聞折り込みも予定されているところでございます。御理解を願いたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔拳手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） それでは、プレミアム商品券について質問させていただきます。

まず、この発行するに至った経緯を教えてくださいんですが、垂井町から声をかけたのか、商工会から話があったのか、その辺の経緯。

それと、一千万円出し、プラス二百万円も出すという、その中のやりとりのこともお聞きしたいと思います。

それと、このプレミアム商品券を発行する目的ですね。垂井町が補助金を出す目的、その効果、それもお聞きしたいと思います。それと、先ほどの垂井小学校の契約の話ですが、議会の議決がなければ契約できないというふうな話がありましたが、今回は議会の議決なしで商工会が独自に先に進んでおられるわけです。これ、もし議会が否決した場合、きのう町長は言われました。商工会独自の資金でやってもらわなければならないと。でも、一千万円という金は多分ないと思います。そうすると、こういう先に進んでいるということは、もう議会が要らないんじゃないですか。これはできるかどうかわかりませんが、町長の職権で専決でやってもらえばいいのではないかなというふうには思います。これに

ついでお答え願います。

それと、先ほど同僚議員が言いましたが、大垣市におきましては約半分が税金、残りの半分が地元の商店街が持つということですが、これぐらいが税金を預かっている人間としては限度じゃないかなと私は思います。

それと、一千万円は町民に還元するわけでありませんが、二百万円、きのう聞きましたら商品券の印刷代として十一万枚で一枚十二円で百三十二万円であると。残りの六十八万円はチラシ代と。その六十八万円ぐらゐも商工会が持つてもいいんじゃないかなとか、百八十三件があるんですから、その方たちが持つてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その六十八万円の使い道もお答え願いたいと思います。

それと、大型店は商工会の会員であるかどうか、これもお聞きしたいと思います。以上です。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。

この発行の経緯ということでありませけれども、前回、先ほども少し話が出ましたけれども、定額給付金の流れがあったと思います。二千万円を発行して、一時間で瞬く間に売れてしまったという状況があって、すべてのこの経済危機対策という形でいえば、今度、住民の方にそういった利便を持っていきたいという思いから、まだその二千万円だけで本当によかったのかなあと。もっともっと頑張っていたきたいという思いで商工会に少しお話をさ

せていただいたところもございます。そういった流れの中で、商工会の方が、じゃあやってみようという形で受けていただいたものというふうに思っております。

それを進めていくに当たって、議会の同意がもう先に進んでおるから要らないんじゃないかということでございますけど、やはり実際の実行体が、その話がうまくいって初めてこれが進んでいく話になりますので、そこら辺はうまく駆け引きの状況になつてしましますけれども、どちらが先かという話があるのかもわかりませんけれども、やはりしつかりと打ち合わせをした上で、やっていける体制を確認した上でこうして上げています。その同意について、我々は議会に対して何とかこれを進めていきたいという思いで同意を求めているというのが流れかというふうに思いますが、決して議会の同意を軽視しているとか、そういうことではないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

また、今回の経費の補助につきましても、先ほど副町長の答弁にもありましたように、経済対策といった形の中で、いろんな経費の中でもやはり地元で落とせる部分は落としてほしい。また、他市町ではその補助を全額ではないよという形がありますが、垂井町が今回やりますのはあくまでこの臨時交付金に対して特別に手当てするものであります。例えば海津なんかでは定期的にプレミアム商品券を出している。これは商工会がやっているわけでありませけれども、当然、定期的にやる分とかそういう形については自分たちの仕事というか、商売の関係もありますので、そこら辺の協議というのはこれから必要になってくるかと思いますが、今回のこの経済危機対策臨時交付金に関しましては、やはり地元

に一千二百万円の投資で一億二千万円の効果が生まれるかもしれないと、やはりかなり大きな効果が期待できるものと私は思っております。これを何とか進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

細部のことにつきましては担当から補足説明をさせます。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 六番議員の質問の中の経費の関係でございます。

議員御指摘いただいた商品券の印刷代で百三十万円ほどかかります。残りの分でございますが、このほか、チラシの印刷費とかあるいは新聞折り込み、また今回の事業を実施するに当たりまして商工会員への案内、また金融機関にお世話いただく手数料等々を含めましての計上でございます。なお、事務費的な経費については、要望の段階でこれらについては対象外ということでお話をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、二百万円事務費で計上いたしておりますが、精算ということで実施をしていきたいと、かように考えておりますので、御理解を願いたいと思えます。

大型店の関係でございますが、前回の登録でも……。

〔発言する者あり〕

登録いただいているところは、あくまでも条件が商工会員であるということですので、仮に商工会員でない方が登録したいということでしたら商工会員に登録していただくという形になりますので、登録されている方はすべて商工会員です。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 二百万円のうちの内訳で、その中に銀行の手数料というのがあったんですが、これは幾らですか。

それと、先ほど副町長が町長が言われた、地元で印刷すると。こんなの当たり前のごとで、今さら言う必要もないと思えますがね。

それと、私は思うんですけど、百三十二万円使って印刷したのは、一回使えばもうそれで廃棄だと。いかにも百三十二万円ほうのようなものだと思いますがね。残しておいて次回使うとか何か考えたかどうかというふうには思いますが、百三十二万円、大きなお金だと思います。

議長（衣斐弘修君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 六番議員の再質問にお答えさせていただきます。

銀行手数料につきましては、一行当たり一万五百円でございます。

今の印刷関係で、初版代で単価十二円ということでございますが、偽造防止等も含めまして一回で焼却していくような形が考えられると理解しております。前回とは違う形で今回デザイン等も印刷されますので、御理解を願いたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十三号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第六回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午前十時二十二分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 木村千秋

議員 栗田利朗